

聖句

「主は何事も御旨のままに行われる。天と地において、海とすべての深い淵において。」

(聖書協会共同訳) (詩篇135:6)



「自分らしさを取り戻すための時間を」

緊急一時の宿泊施設である女性の家HELPは、さまざまな困難の中にある单身女性や、母子を受け入れている。日本国籍だけでなく、アジアからも、ヨーロッパからも、南米やアフリカからも。1986年の開設以来、6700人以上の方が利用され、出身国は60か国をはるかに超える。国籍も、文化的背景も、言語も違う様々な方達の入所依頼が市区町村からくる。

原則2週間の滞在期間ではあるが、延長も可能で、3週間、4週間と滞在される方もある。退所後は、中長期滞在できる自立支援関係施設や母子で入れる施設、老人ホーム等へ入所される方が多い。「大きな困難を乗り越えて、次への歩みを踏み出された方」との思いをこめて、女性の家HELPでは退所者のことを「卒業生」と呼ぶ。

「今度のアート・セラピーに卒業生が3名参加希望」、「次の料理教室はいつですかと卒業生からの問い合わせが…」等、支援員達は「卒業生」の来訪を歓迎している。プログラムがない日に、訪ねてくる人たちもいる。もちろん事前の電話予約が必要であるが。

新しい生活の中での喜び、不安、苦しさを語る人もいれば、多くを語らず、談話室でお茶を飲み、時間を過ごして帰る人もいる。

数年前の一人の「卒業生」は、そっと一通の手紙を机に置いて退所していった。

「優しく見守って下さりありがとうございました。恩師が昔よく言っていました。『人っていうのはね、ほんのちょっと…ほんのちょっとの声掛けで、人生が変わる。』と。まさにその通りでした。前向きになり、元気になりました。…」

女性の家HELP入所者の多くは、配偶者やパートナー、あるいは家族、親族からDV被害を受けていたり、住む場所を失っていたり、経済的苦しさの中にあったりする。ポーチ一つをもって、市区町村の女性支援相談員に案内されて女性の家HELPに入所するときの、緊張と不安でいっぱいの疲れきった表情は、年齢を問わず十代でも、七十代でも皆共通している。

滞在期間はあまりにも短いけれど、困難から逃れて、ほっとする時間、心と体の傷をいやし、自分らしさを取り戻す時間を少しでも提供できたらと、支援員達は、ベッドを整え、トイレやお風呂を掃除し、調理師達は食事を用意する。

「無理せず一步一步元気になりますね」と語った「卒業生」の笑顔を思い出す。

2024年4月より、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行された。保護とか指導といった姿勢ではなく、支援、共生の姿勢が大切にされるよう、女性の家HELPのスタッフ一同、励みたい。

「卒業生」一人一人は今年のクリスマス、どこで、どのように過ごしているかに思いを馳せながら。



困難女性支援法施行後のシェルターの様子

2024 年 4 月より困難女性支援新法が施行されました。女性支援の根拠法に長い間されてきた売春防止法が改正され、新たに広く困難女性を対象として生み出されました。

女性の家 HELP は、売春防止法を根拠とする施設ではなく、発足当時から外国籍女性をはじめとするさまざまな困難女性を対象として来ました。困難女性支援新法の考え方は、特に新しいわけではありません。新法施行後の HELP の日常にも大きな変化はありません。困難女性を HELP に案内してくださるシステムも変わりありません。

新法には、民間団体との協働が法の中に規定され基本方針にも盛り込まれています。また、都道府県、市区町村と民間団体は対等な立場で協働し支援を行うとも書かれています。このことが、具現化されている実感はまだありません。今後に期待します。

一方、売春防止法に規定されていた施設や、機関は、名称をはじめとして変化しなければならないことがあります。名称等以外で、どう変化したのかは、あまり伝わってきませんが、「女性相談支援員」になった相談員さんに聞いてみても、名称以外変わったところはないという方が多いです。当事者の代弁者として何を変えなければいけないのかこれから現場から発信していかなくてはと感じます。

法律も、基本方針もよく読んでみても、理念や考え方は示していますが、具体的なことは今後検討し、実現していく作りになっています。つまり、これから作り上げていかないと法の主旨は生かされないということです。

公的機関とも、積極的につながっていきたいと思いますが、情報の流れなど改善しなければいけないことがたくさんあります。

何より、民間団体がその特徴を生かして、女性支援の活動をするためには財政的支援が必要です。アウトリーチや SNS 相談に限らない、人件費などの基本的な財政支援を求めたいです。

今日も、目の前にいる女性が、ありのままにいられるために、安全な場を提供するために！

みんなで力を合わせて作りました！



～アートセラピー作品～



これまでのアートセラピー、ヨガ教室に加え、今年度からの新たなプログラムがスタートしています。利用者の方々が女性の家HELPを巣立ち、新たな生活に歩みだす時、彼女たちの力となるものを、そんな願いが込められています。

1. 料理教室



これまでも入所者の方々から「料理がしたい」とたびたび要望がありました。しかしHELPのキッチン調理スタッフが食事作りに利用する場所で、衛生上の理由でスタッフ以外は立入りできません。「何とか実現できないものか」そう考えていたところ、食堂でカセットコンロを用いて料理をすることを思いつきました。

「料理はしたことがない」、「包丁を持つのは不安」、「何を作ればいいのかわからない」、そんな声から、今年度から、料理初心者でもOKの「はじめての料理教室」をスタートすることになりました。講師は経験豊富なHELPの調理スタッフ、献立は初心者でも簡単に作れ、栄養バランスがよく、安価なものという条件のもと、カセットコンロ、電子レンジ、炊飯器を用いて、工夫を凝らした献立が立てられています。

第1回目は、ハンバーグ、にんじんとジャガイモのグラッセ、旬の野菜を使った、とうもろこしごはん、わかめスープと色どりも美しい料理が完成しました。第2回目は、HELPならではの「ハラルについて知ろう」をテーマにした料理教室。ムスリムの人たちの食文化について学び、ハラルに基づいた料理を作る意義深い取り組みでした。

料理の後は、いつも一緒に楽しい食事の時をすごします。みんなで囲む食卓、そして、何より自分で作った、作り立ての料理だからこそのおいしさをかみしめながら。

料理教室は、今年度5回を予定しています。多くの方たちが参加され、それぞれの日常に豊かな彩りが与えられるよう心から願っています。





2. 女性のための護身術講座

女性の一人暮らし、また母子での生活で、時に危険を伴う出来事は、残念ながら起こりえます。暴力の被害にさらされたとき、私たちに一体何ができるのでしょうか？その答えの一つが護身術の正しい知識と技術を学び、身につけることです。

そして護身術を学ぶことのもう一つの大きな意味は、自分自身を大切に思う「自尊感情」をはぐくむことにあります。

現在女性の家HELPで学んでいるImpact（インパクト）というプログラムは、1970年代にアメリカで実際に暴力の被害にあった女性が考案したプログラムです。アメリカでは有効なセルフディフェンス（自己防衛）プログラムとして、今も多くの女性が受講しています。何より心強く感じたのは、誰もが実践できる内容という点にありました

7月に開催した、第1回目の基礎編のクラスでは、予想以上の応募がありました。これはHELPを利用した女性たちが、これまでの人生で、いかに危険な体験に出会い、また日々の生活の中で大きな不安を感じているかを表しているのではないかと感じました。

まず、レクチャーでは、暴力の構造、加害者心理について知り、これをもとに暴力への対処法について学びます。実践では、「NO」をはっきりと言うためのロールプレイ、被害にあった際に身を守るための方法、逃げる技術を実践しながら学びます。

時に大声で拒否を伝える、また加害者に腕をつかまれたときの逃げる方法まで、受講者がみな、真剣なまなざしで取り組んでいたのが印象的でした。

いつもは物静かな方たちが、積極的に質問をしたり、自分の被害体験を話し、対処について講師とやり取りする場面も見られました。その場が安心安全だと感じられ、自由に発言ができたこと、また、互いにエンパワーされる場となったことを実感できました。

講座を終え、自信に満ちた表情の参加者の姿を目にし、人々が内に秘めた力ははかり知れないこと、また彼女たちの可能性を感じることができた貴重な機会となりました。

ネットワーク・啓発活動

- ・ 2024 年 9 月 4 日 IOM（国際移住機構）主催 移民支援に関する連携強化と意見交換会に出席
- ・ 2024 年 10 月 1 日 警察庁主催 第 20 回人身取引事案に係るコンタクトポイント連絡会議（オンライン）出席
- ・ 2024 年 10 月 4 日 入管協会「国際人流」掲載記事インタビュー対応
- ・ 2024 年 10 月 10 日 日本キリスト教婦人矯風会・慈愛会共催 オンラインセミナー「二つの新法 ～その執行状況と今ある課題！～」講師派遣
- ・ 2024 年 10 月 18 日 女性の家 HELP 研修会（第 2 回）実施
「入管庁における外国人支援（外国人支援コーディネーター制度を含む）」
講 師：藤原 学さん（出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室補佐官）
参加者：42 名（都道府県女性相談支援センター、女性相談支援員等）
- ・ 2024 年 10 月 30 日 女性の家 HELP 説明会実施
参加者：9 名
- ・ 2024 年 11 月 23 日（土）、24 日（日） 第 26 回全国シェルターシンポジウム 2024 in KOBE に参加



～ミッシェルさんの場合～ 欧州出身、30代。日本人夫からのDVサバイバー

私は、ミッシェル、子どもは4歳と2歳の2人です。私の国の言葉を話す夫の暴力で、逃げてきました。シェルターは、周りは日本人ばかりで言葉も通じなくて、とても大変。子どもたちは、とても元気で、私は朝から晩まで面倒を見ている。シェルターに入ったら、すぐアパートに引っ越して新しい生活を始めようと思っていたのに、「施設」を勧められて、この間見に行ったの。施設の中には、「小さい保育園」があって、預かってくれるっていうから、少し楽できるかなと思ってホッとしていたら、「（施設から）断られた」と言うの。どういうこと！？理由は、「外国人だから」。そんなの、最初からわかってるでしょ！区役所の人には、「また他を探す」って言うてくれたけど、私たち、一体いつまでこのシェルターにいるのかしら？？もう子どもたちを毎日面倒見るのに疲れちゃった…。

～ヤンさんの場合～ アジア出身、20代。妊娠して行くところがない

私はヤン、付き合っていた外国籍の彼の子を妊娠して、お腹がどんどん大きくなって、面倒見にくれていた女お友達から「もう出てほしい」と言われて、…。相談した支援団体が市役所に、市役所がお金の心配のない施設に連れて来てくれて、やっと赤ちゃんを産んだの。名前は、ヨン。可愛くて、可愛くて…。無事に生まれてくれて、本当に良かった。

ところが、施設の人から「赤ちゃんの届が出せない」と言われたの。私がオーバースティで住所がないからとか。施設の人、「困った、困った」とって何度も言っていた。「在留カード」がないとダメなのかな？私も、赤ちゃんも、ちゃんとこの施設にいるのに。これからどうなるの？

届が出せなかったら、「病院」に行けないって。病気になったらどうすればいいの？保育園には行けるの？学校は？施設にいる間はいいけど、その後どうやってヨンを育てていけばいいの？？私、働けないのに!!



シェルターを利用する女性は、シェルターに来て「すべて楽になる」わけではなく、新しい「困難」に出会うことがあります。このうち、ミッシェルさんやヤンさん（個人情報保護のため、何人かの方を合わせております）のように、外国籍ならではの直面する困難には、時に「日本語能力が十分でないから」等の理由で、シェルター避難後も新しい生活の場を得にくかったり、手続き（戸籍、国籍、在留資格の取得等）に必要な事項（住所等）を記載できずに、手続きが滞ったりなどがあります。

DVは、国籍、文化、加害者の職業等に関係なく、いつでもどこでも起こりえます。「日本語の能力が十分でない」のは、DV加害者によって日本語を学ぶ機会が奪われていたからかもしれません。また、在留カードを持たない状況に陥ったのは、本人の責任でないこともあります。ましてや、親の在留資格等の状態は、生まれてきた子どもの責任ではありません。

にもかかわらず、シェルターを利用する外国籍女性や子どもたちが不利な状況に置かれ、集団生活に疲れてしまう、将来が不安になる、子どもの医療保険加入ができないなど、生活上さまざまな不利益を受けるのは、社会の中に「不利な状況」を回復していく仕組みや社会資源が未整備であるからです。

今この時、このような外国籍ならではの困難に直面する女性や子どもたちが多くの方々に覚えられますよう願います。今後も、他の団体や関係機関と協働して、女性の家HELPがその負担軽減に向けて努力し続けることができますよう、皆さまの応援をお願い致します。

「女性の家HELP」を応援してください！

● 献 金 ●

クリスマスの近づく季節になりました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか？
HELPを支えて下さる一人一人のお力により助けを求める女性や子どもたちの支援活動が続けられますことを心から感謝申し上げます。

今年度は日本、フィリピン、中国、台湾、ルーマニア、ブラジル出身の女性と子どもたち46人がHELPを利用され、また世界20ヵ国以上の女性に関する電話相談を受けています。親や家族による虐待・暴力のため、また、つらい過去と現在の生きづらさを抱え女性の家HELPを必要とする女性や子どもたちに支援ができるようスタッフ一同、一層の努力をして参ります。

厳しい財政の下、HELPが担う使命を全うさせて頂けますよう献金によるご支援を、何卒よろしくお願い申し上げます。

2024年12月

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会理事長
女性の家HELP施設長（常任理事兼務）

飯田 瑞穂
松井 弘子

献金送付先

郵便振替口座：00110-5-188775

加入者名：女性の家 HELP



● 物品寄付 ●

女性の家 HELP では、利用者の方への日用品等のお渡しにあたり、それが「日々の生活に不自由のない」状況に留まらず、慣れた環境や人間関係から離れ、多くのお気に入り物品を失ってシェルターへたどり着いた女性や子どもたちが、十分な休息をとり、新しい生活に向けた「希望」と「意欲」を育むきっかけとなるよう心掛けております。皆様からお寄せいただいたお志を活かして、年齢や国籍・文化等に基づくおひとりおひとりの多様な必要に応えられる今後も努力してまいります。皆様のご協力をお願い申し上げます。

現在は新品のみ受付しております。ご協力をお願い致します。

- 《食料品》 調味料（砂糖・塩・醤油・サラダ油）、ジャム、お菓子、嗜好品（コーヒー・紅茶・ココア・緑茶・ジュース・クリープ）＊賞味期限内の物
- 《日用品》 シャンプー、洗濯用粉洗剤、台所用洗剤、ティッシュペーパー、化粧水、乳液、化粧品、ハンドクリーム。
- 《衣料品》 大人用 ー パジャマ、スウェット、靴下、ジャケット、パーカー、インナー（半袖、長袖）
＊現在、子ども用品は受付しておりません。
- 《その他》 折りたたみ傘、靴、ノート、タオルケット、バスタオル・フェイスタオル、クオカード、商品券など。

物品送付先

〒169-0073 新宿区百人町 2-23-5

日本キリスト教婦人矯風会気付 HELP 事務局

※月曜日から金曜日までの配達指定をお願い致します。

